

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月及び同年9月
② 昭和48年10月から同年12月まで
③ 昭和49年4月から53年3月まで

昭和43年8月に妻と共に国民年金に加入してから、私の国民年金保険料は、私が厚生年金保険に加入している期間も含め、私が60歳になるまで継続して、妻が妻の分と一緒に納付してきていることから、申立期間①、③について、妻と同様に納付したとされていないこと、また、保険料の還付金を受け取った覚えが無い申立期間②については、還付とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間①のみであり、かつ2か月と短期間である上、申立人の保険料と一緒に納付していたとするその妻の申立期間①に係る保険料は納付済みである。

また、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）から、申立期間①直後の昭和43年10月から45年3月までの期間に係る保険料を第1回特例納付と過年度納付を併用して納付したことが確認できることから、通常、特例納付の保険料は、先に経過した月の分から順に充当することとされており、申立期間①は未納とされ、43年10月から納付済みとされているのは不自然である上、申立期間①の保険料をその直後の期間と同様に納付できなかった事情も見当たらない。

一方、申立人は、申立期間②の保険料を還付された記憶は無いと述べてい

るところ、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）には、申立人への還付金額、還付期間、還付決定日が明確に記載されており、これらの記載に不自然な点は見られない上、申立人の所持する国民年金手帳にも還付金額、還付期間の記載があることから、申立人に対する申立期間②に係る保険料の還付を疑わせる事情は見当たらない。

また、i) 申立人が申立期間②当時居住した区の国民年金被保険者名簿索引票には、申立人が昭和48年10月25日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴う国民年金被保険者資格の喪失を49年4月に処理したことを示す記載が確認できること、ii) 夫婦は、同年9月に現在居住する市に転入しているところ、申立人の妻の国民年金手帳には同年同月の住所変更に係る記載が認められるのに対して、申立人の所持する同手帳には妻と同様の記載は認められず、その後、夫婦が同市内で転居した53年3月になるまで申立人の国民年金に係る住所変更も行われていなかったとみられることなどから、同年4月に国民年金被保険者資格を再取得するまでの申立期間③について、申立人が国民年金被保険者と扱われ、保険料の納付を求められていたことは考え難い。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳に、申立人が申立期間③当時、国民年金被保険者資格を有していたことを示す記載は無く、申立人の居住する市の被保険者名簿でも申立期間③は未加入期間とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがえない上、申立人の妻が申立人の申立期間③の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間③の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年8月及び同年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 1670

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成16年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月29日から同年3月1日まで
社会保険事務所(当時)に年金記録の確認を行ったところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。

A事業所を平成16年2月29日に退職したにもかかわらず、資格喪失日が同年3月1日となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が保管する給与明細書及びA事業所の事務担当者の回答から判断すると、申立人は、当該事業所に平成16年2月29日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる平成16年2月分の厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を平成16年3月1日とすべきところ、同年2月29日と誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1671

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和22年10月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月9日から23年1月3日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、A事業所で昭和23年1月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになっているが、同事業所に22年10月9日に職員採用された辞令があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所の採用辞令から、申立人は、申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、複数の元従業員は、「自分がA事業所に入社した時期と厚生年金保険の加入時期は一致している。」と証言しており、当該複数の元従業員が記憶する入社時期とオンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の取得日は一致していることが確認できる。

さらに、前述の元従業員の一人は、「自分は一般作業員だったが、申立人は役職者として勤務していた。」と証言しており、申立人が提出したA事業所の辞令において、申立人はB課長として採用されたことが確認でき、要職に就いていたとうかがわれる申立人についても、採用と同時に厚生年金保険料が控除されていたと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和23年1月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 3 月 20 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 27 年 12 月 5 日から 34 年 11 月 27 日まで

年金事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と②の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、未請求となっている被保険者期間は申立期間②と同一事業所であり、申立人が当該期間を失念するとは考え難い。

また、未請求となっている被保険者期間と申立期間①及び②の被保険者期間は、重複取消の処理が行われているにもかかわらず、申立期間①及び②に係る脱退手当金のみが支給されており、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで
私は、昭和 53 年に大学を卒業した後、実家の事業を継ぎ働いていた。
国民年金保険料は自宅に老人会が集金に来ていたので、両親の分と一緒に納めており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年に大学を卒業した後に国民年金に加入し、国民年金保険料は集金で納めたはずと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 54 年 9 月に払い出されたことが確認でき、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃加入手続を行い、53 年 4 月に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このことから、加入手続を行うまでは申立期間は国民年金に未加入であったと考えられ、申立期間当時、保険料の納付を求められることも無かったと考えられる。

また、上記加入手続時点で申立期間は過年度となるが、i) 申立人は期間を遡及して保険料を納付したことは無いと述べていること、ii) 市によると、申立人が保険料を集金してもらっていたとする老人会については、申立期間当時、保険料の集金を依頼した事実は確認できないこと、iii) 申立人の母親が保険料を集金してもらっていたとする農業協同組合については、申立期間当時、国庫金の取扱いは行っていなかったとみられることから、申立期間の保険料を過年度納付したこともうかがえない。

さらに、申立人又はその同居親族が、申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 49 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 49 年 10 月まで

私は、自身で国民年金の加入手続及び保険料納付を行った記憶は無いため、両親がこれらを行ったと思う。申立期間当時、私と同居していた両親は、国民年金に加入し、保険料を納付しているので私も同様であったと思う。申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時、申立人の両親と同居しており、その両親は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたので、自分も同様であったと思うと述べているところ、申立人の父親は、申立期間のうち昭和 47 年の 60 歳到達時まで、申立人の母親は、申立期間の全てについて、それぞれ保険料が納付されているが、申立人の両親の国民年金手帳記号番号は、60 歳到達時以降（申立人の父親は昭和 54 年 1 月、母親は 50 年 3 月）に払い出されており、いずれも 60 歳到達時に年金受給資格要件を満たしていなかったことから、年金受給権確保のため、それぞれ国民年金手帳記号番号が払い出された頃に初めて国民年金加入手続を行い、可能な限り（国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月まで）遡って国民年金被保険者資格を取得した上で、特例納付制度を利用して遡って保険料を納付したものと考えられる。このため、申立期間当時は、申立人の両親は国民年金に未加入であったと推測され、申立人が主張するように申立人及びその両親の保険料が納付されていたことは考え難い。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の両親のうち、申立人の父親は既に他界しており、申立人の母親も記憶が無いとしていることから当時の状況は不明である。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月から 60 年 3 月まで

私は、当時居住していた町の役場で、結婚届を提出した際に夫婦一緒に国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、加入以降は夫婦分一緒に国民年金と国民健康保険の保険料を納付していたはずなのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 8 月頃、当時居住していた町の役場に婚姻届を提出する際に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、以降、申立人が夫婦分の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、前後の同記号番号の被保険者の加入状況等から、いずれも 60 年 9 月頃に払い出されたものと推測され、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃初めて国民年金の加入手続を行い、20 歳到達時に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる（厚生年金保険被保険者期間との重複のため、国民年金被保険者資格の取得日は昭和 54 年 8 月 1 日に訂正されている。）。このため、加入手続までは、申立期間は未加入期間であったことになり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、上記の国民年金加入手続時点では、申立期間のうち昭和 58 年 6 月以前は既に時効のため、遡って保険料を納付することはできなかった上、同手続時点では時効前であり遡って保険料を納付することが可能であった同年 7 月以降についても、申立人夫婦共に、期間を遡ってまとめて保険料を納付した記憶は無いとしていることから、過年度納付したことはうかがえない。

さらに、申立人が、申立期間後に居住した町の被保険者名簿でも、申立期

間は未納期間とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月から 60 年 3 月まで

私は、当時居住していた町の役場で、結婚届を提出した際に夫婦一緒に国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、加入以降は妻が夫婦分一緒に国民年金と国民健康保険の保険料を納付していたはずなのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 8 月頃、当時居住していた町の役場に婚姻届を提出する際に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、以降、妻が夫婦分の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、前後の同記号番号の被保険者の加入状況等から、いずれも 60 年 9 月頃に払い出されたものと推測され、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃初めて国民年金の加入手続を行い、20 歳到達時に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続までは、申立期間は未加入期間であったことになり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、上記の国民年金加入手続時点では、申立期間のうち昭和 58 年 6 月以前は既に時効のため、遡って保険料を納付することはできなかった上、同手続時点では時効前であり遡って保険料を納付することが可能であった同年 7 月以降についても、申立人夫婦共に、期間を遡ってまとめて保険料を納付した記憶は無いとしていることから、過年度納付したことはうかがえない。

さらに、申立人が、申立期間後に居住した町の被保険者名簿でも、申立期間は未納期間とされており、オンライン記録との齟齬は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、

日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 53 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 53 年 6 月まで

私は、申立期間は自営業を営んでおり、同期間の国民年金については、加入手続は妻が行い、保険料の納付も、時々私が納付に行ったり、滞納していた分を後からまとめて私が納付に行ったりした記憶はあるものの、基本的には妻が納付してくれていたはずであるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続に直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の元妻は既に他界しているため、同手続に係る詳細は不明である。

また、申立人の元妻が、申立期間当時、申立人の加入手続を行った場合、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたこととなるどころ、申立人に対して、同記号番号が払い出されたことはいかならない上、申立人の居住する市の電算記録から、申立人は、平成 9 年 10 月 1 日付けの厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴う国民年金への切替えのための届出を同年同月 28 日に行っており、これにより申立期間に係る国民年金被保険者資格を遡って取得したことが確認できる。さらに、オンライン記録でも、申立期間に係る被保険者資格は同年 11 月 10 日に追加処理されたことが確認でき、これは上記同年 10 月 28 日の届出によるものであったと考えられる。これらのことから上記届出を行うまで、申立期間は国民年金に未加入とされていたとみられ、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人の居住する市が保管する申立人の元妻の国民年金被保険名簿によると、その元妻は、国民年金法が改正となった昭和 61 年 4 月 1 日に

初めて国民年金被保険者資格を取得したとされていることから、元妻自身も申立期間当時は国民年金に未加入であったことがうかがえる。

このほか、申立人は、申立期間に係る保険料をまとめて1、2回納付したこともあると述べているが、申立期間に係る加入手続が初めて行われたと考えられる平成9年10月の時点で、申立期間は全て時効のため、遡って保険料を納付することもできない。

その上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1673

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月20日から同年8月5日まで

(A事業所、B事業所又はC事業所)

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間において、加入記録は確認できないとの回答を得た。

A事業所の退職日やB事業所の入社日は、覚えていないが、申立期間も継続してE職として働いており、A事業所、B事業所、又はB事業所に関連するC事業所のいずれかに籍があったと思う。

申立期間において、私が在籍していた事業所を特定し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚数人とA事業所を退職し、すぐにB事業所に入社したと述べており、申立人はこのうち3人の同僚の氏名を記憶しているが、オンライン記録によると、当該同僚3人のうち、2人のA事業所における資格喪失日は、申立人がA事業所で資格を喪失した日と同日の昭和28年5月20日であることが確認でき(残りの1人は、A事業所において、厚生年金保険の被保険者であった期間が確認できない。)、当該同僚3人のB事業所における資格取得日は、申立人がB事業所で資格取得した日と同日の同年8月5日であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は申立期間中の昭和28年6月17日であることが確認でき、申立期間当時の事業主及び社会保険担当者に聴取することはできないことから、申立期間当時の申立人のA事業所での在籍及び厚生年金保険の適用の状況について確認をすることができない。

さらに、B事業所の更生管財人及びB事業所が営業譲渡したD事業所に照会し

たが、申立期間当時の資料は保存していないと回答しており、申立期間当時の申立人のB事業所での在籍及び厚生年金保険の適用の状況について確認をすることができなかった。

加えて、申立人は、「一時、C事業所の施設を使用したことも記憶しているので、C事業所に在籍していた可能性がある。」と述べているが、オンライン記録によると、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和33年5月1日であり、申立期間において適用事業所でなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から同年9月2日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所における被保険者資格取得日は、昭和25年9月2日との回答を得たが、同年4月1日から、当該事業所に勤務していることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人を記憶している同僚は、申立人のA事業所における勤務期間までは記憶しておらず、申立人が勤務を開始した時期について特定することはできなかった。

また、上述の同僚は、オンライン記録によれば、申立人と同日に他の複数の従業員とともに厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、「自分はA事業所において厚生年金保険に加入する前から当該事業所に勤務している。」と証言している上、上記の従業員について、「自分よりも数か月早くA事業所に入社している。」と証言しており、A事業所では必ずしも入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票及び厚生年金保険被保険者台帳から、申立人のA事業所における資格取得日は昭和25年9月2日であることが確認でき、当該資格取得日は、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の資格取得日と一致している。

加えて、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、A事業所に照会したところ、「当時の資料は残っておらず、申立人のことは分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 11 月から 44 年 3 月 1 日まで
② 昭和 45 年 1 月 1 日から 47 年 4 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

昭和 43 年 11 月に A 事業所に入社し、47 年 4 月まで継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の清算人が証明する在籍証明書により、申立人は、昭和 43 年 11 月から 47 年 4 月までの期間、当該事業所に在籍していたことが推認できる。

しかし、申立期間①について、オンライン記録によれば、申立人は昭和 44 年 3 月 1 日に A 事業所 B 支社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同時に申立人に対して厚生年金保険の被保険者記号番号が新たに払い出されていることが確認できる。

また、申立人の社会保険を管理していたとする申立人の上司は、「申立期間①当時、申立人は夫が経営する C 事業所で厚生年金保険に加入しているものと判断し、A 事業所 B 支社では厚生年金保険に加入させていなかった。しかし、その後申立人の夫より、A 事業所において申立人を厚生年金保険に加入させてほしい旨の希望があったため、加入手続をとった。」と回答している。

さらに、申立期間②について、オンライン記録によれば、申立人は申立期間②を含む昭和 44 年 12 月 21 日から 51 年 6 月 21 日までの期間について、C 事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、上述の上司は、「申立人の夫より、C 事業所において申立人を厚生年金保険に加入させる旨の申出があったため、A 事業所における申立人の資格喪失

の手段をとった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 7 月 1 日まで

A事業所に勤務していた期間の標準報酬月額を年金事務所に照会したところ、申立期間の標準報酬月額は、自分の記憶より低い金額となっていた。

当時は、好景気であり、減給されるとは考えられないので、申立期間の標準報酬月額を当時得ていた給与総額に見合う適正な額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「給与は昇給することはあっても、減給することはない。減給措置をしたという話も聞いたことはない。」と主張しているが、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立人が申立期間当時得ていた給与総額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A事業所の元事業主に申立人の標準報酬月額について照会したところ、「申立期間当時の書類は無く、標準報酬月額の取扱いについての記憶も無い。」と回答している。

さらに、申立期間について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年頃から 40 年頃まで

(A店、B店、C店及びD店)

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、私はE事業所が経営していたA店、F事業所（現在は、G事業所）が経営していたB店、H事業所が経営していたC店及びI事業所が経営していたD店に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A店について、同店を経営していたのはE事業所だったとする申立人の記憶は、申立期間後に当該事業所の取締役となっている者の証言と一致することから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同店に勤務していたことはいかがえる。

しかし、E事業所の商業登記簿謄本から、申立人がA店の事業主だったとする者は既に亡くなっていることが確認でき、当該事業主の親族で上述の元取締役は、「A店は既に無く、当時の資料も残されていない。また、事業主も既に亡くなっている。」と回答しているため、同店における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人が主張するA店の業種から判断すると、申立期間当時は任意適用事業所であると考えられ、事業所名簿及びオンライン記録では、申立人が記憶する所在地にA店及びE事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができない。

さらに、申立人がA店で一緒に勤務していたとする元同僚とは連絡が取れず、申立人の勤務状況について証言を得ることはできなかった。

B店について、申立人が主張する同店の業種から判断すると、任意適用事業所

であると考えられるものの、申立人は同店の事業主はF事業所も経営していたとしているため、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の記録は確認ができなかった。

また、上述のF事業所の元事業主とは連絡が取れず、G事業所は、「昔の話であるため、F事業所及び当該事業所の事業主について知っている者はいない。」と回答しているため、B店における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録から、申立人がB店で一緒に勤務していたとする元同僚も申立期間は厚生年金保険の被保険者とはなっておらず、当該同僚は既に亡くなっていることが確認できることから、申立人の勤務状況について証言を得ることはできなかった。

C店について、申立人は同店を営んでいたのはH事業所としているが、申立人が主張する同店の業種から判断すると、申立期間当時は任意適用事業所であると考えられ、事業所名簿及びオンライン記録では、申立人が記憶する所在地にC店及びH事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができず、当該事業所があったとされる所在地を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、申立人がC店の事業主及び同僚だったとする者とは連絡が取れず、同店における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、C店の業種の団体であるJ組合に照会したが、同店に係る記録を確認することはできなかった。

D店について、申立人は同店を営んでいたのはI事業所としているが、申立人が主張する同店の業種から判断すると、申立期間当時は任意適用事業所であると考えられ、事業所名簿及びオンライン記録では、申立人が記憶する所在地にD店及びI事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができず、当該事業所があったとされる所在地を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、申立人はD店の元事業主及び元同僚の名字しか記憶していないことから、連絡が取れず、同店における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、前述のJ組合に照会したが、D店に係る記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1678

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 20 日から 37 年 1 月 22 日まで
年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされているところ、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できる。

また、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて6ページに記載されている女性において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 1 月 22 日の前後2年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を2年以上有する者7名のうち、資格喪失後2か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた2名を除く5名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、3名に資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和 37 年 5 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月から同年 4 月まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。申立期間において、A事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は、「申立期間当時の被保険者台帳を見たが、申立人の氏名は無い。当時、臨時雇いの後、試用期間を経て本採用するという流れで従業員を雇用することがあり、臨時雇いの期間については、給料からの保険料控除は無い。他の従業員の記録を見ても、入社当初の2か月から4か月程度、厚生年金保険に未加入だった者はいる。申立人が勤務していた期間が昭和 40 年 1 月から同年 4 月までとのことであれば、臨時雇いのうちに辞めたため、厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。」と回答している。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 39 年 12 月 16 日から 40 年 6 月 16 日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらないほか、申立人が同時期に入社したと記憶する同僚 2 名の氏名も、上述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。